

SAITEC デザインイノベーションセンター広報パンフレット作成業務委託
企画提案競技実施要項

1. 趣旨

SAITEC デザインイノベーションセンター（以下、SDIC とする。）の運営にあたり、SDIC の役割や支援内容などを県内中小企業に分かりやすく伝えるための広報パンフレットを作成し、センターに対する興味・関心を喚起することを目的とする。

2. 対象業務

- (1) 委託業務名 SAITEC デザインイノベーションセンター広報パンフレット作成業務委託
- (2) 業務内容 広報パンフレットのデザイン制作、印刷、梱包及び搬入
- (3) 履行期限 令和8年11月30日（月）
- (4) 委託限度額 1,221,000円

本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、
予定価格はこの範囲で別途算定する。

3. 参加要件

参加できるのは、次の項目のすべてを満たすものとする。

- (1) 次のアからクまでの要件を満たす者であること。
 - ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
 - イ. 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
 - ウ. 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - エ. 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - オ. 民事再生法（平成11年法律第225号）における再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - カ. 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
 - キ. 所在地要件が管轄内又は準管轄内であり、企業規模要件が中小企業を満たす者であること。
 - ク. 過去5年間に国または地方公共団体等とデザイン制作に関する契約を誠実に履行した実績を有するものであること。
- (2) 仕様書の内容を十分に理解した上、本件企画提案競技に参加できる者であること。

4. スケジュール

令和8年6月30日(火)	企画提案書募集開始
令和8年7月3日(金) 12:00	質問事項の受付締切
令和8年7月7日(火) 17:00	質問事項の回答
令和8年7月14日(火) 17:00	企画提案競技参加申込書の提出締切
令和8年7月30日(木) 17:00	企画提案書類の提出締切
令和8年8月中旬	選定結果通知(委託業者決定)
令和8年8月末	契約締結予定

5. 質問事項の受付

本要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年7月3日(金) 12:00 まで

(2) 質問方法

様式1「SAITEC デザインイノベーションセンター広報パンフレット作成業務委託に係る質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。

(電子メール) h6513112@pref.saitama.lg.jp

※必ず確認の電話をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称を伏せた上で、令和8年7月7日(火) 17:00 までにホームページ上に掲載する。

6. 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「SAITEC デザインイノベーションセンター広報パンフレット作成業務委託 企画提案競技参加申込書」に必要事項を記載の上、提出する。

(1) 提出期限

令和8年7月14日(火) 17:00 まで

(2) 提出方法

電子メール(PDF形式)

<提出先>

埼玉県産業技術総合センター 生産技術・事業化支援室 デザイン支援担当

(電子メール) h6513112@pref.saitama.lg.jp

※必ず、確認の電話をすること

7. 企画提案書等の提出

(1) 令和8年7月30日(木) 17:00 必着

(2) 提出部数5部(正本1部、副本4部)

(3) 提出書類一覧

ア 企画提案書

イ 見積書(任意様式)

ウ 会社概要書（様式3）

以下の書類を添付すること。

a) 法人の概要（事業内容等）が分かるもの。

※上記内容が記載されていれば、既存の会社案内等でも構わない。

b) 法人の定款又は寄付行為、規約若しくはこれに準ずる書類

c) 直近1期分の決算報告書（要旨でも可）

エ 本実施要項「3 参加要件（1）」のクを証明する業務実績調書（様式4）

オ 本実施要項「3 参加要件」に掲げるすべての事項に該当する旨の誓約書（様式5）

※県の要請があった場合は、「3 参加要件（1）」に掲げる事項について証明する書類を提出すること。

（4）提出方法

持参又は郵送（書留による）とする。また、電子データ（Microsoft Office 形式またはPDF 形式）も併せて提出すること。

※必ず、確認の電話をすること

<提出先>

埼玉県産業技術総合センター 生産技術・事業化支援室 デザイン支援担当

（住所）〒333-0844 埼玉県川口市上青木 3-12-18（SKIP シティ）

（電子メール）h6513112@pref. saitama. lg. jp

（5）企画提案書作成に当たっての留意事項

次の事項に従い作成すること。

ア. 企画提案書の様式は任意とするが、A4版・両面で作成すること。

イ. 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

a) 表題（SAITEC デザインイノベーションセンター広報パンフレット作成業務委託
企画提案書）

b) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

ウ. 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

エ. 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、次のとおりとすること。

a) 企画提案のサマリー及びアピールポイントを1ページにまとめたもの。

b) 仕様書に基づいたパンフレットのページ構成案。ページ構成は、仕様書「4 業務の内容」の「(3) 掲載内容」に基づき提案すること。

c) 仕様書に基づいたパンフレット案。案については、別紙1「企画提案について」及び別紙2「SDICの基本情報」を参照の上、作成すること。なお、案は下記f)で提案した用紙等により印刷の上、提出することとする。

a 表紙デザイン案

b 上記b)のページ構成案のうち、SDICの役割や事業概要等をまとめたSDIC全体の紹介ページ（複数ページでも可）

c 上記b)のページ構成案のうち、SDICの「支援の4つの柱」に基づく個々の支援内容のより詳細な情報が記されたページ案

（提出するページ案は任意に選択すること。また、複数ページでも可）

d) 企画提案事項の内容、実施方法、独自提案、特に重要と考えるポイント。

e) 契約期間全体における業務スケジュール、業務実施体制。

- f) 使用するインク及び用紙（規格、紙質等）の種類（環境に配慮したインクや用紙を使用する場合は、その旨記載すること）。なお、用紙については、存在感があり配布者の目を引くようなものを検討すること。
- g) その他、必要と思われる事項

8. 留意事項

- (1) 企画提案は、1事業者につき1提案に限る（複数の提案は不可）。
- (2) 提出された応募書類は一切返却しないものとする。
- (3) 企画提案に関する一切の経費については、提案した法人又は団体の負担とする。
- (4) 提出期限を過ぎて提出された企画提案書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない（県の指示による場合は除く）。
- (5) 本実施要項に違反した場合や企画提案書類に虚偽の内容を記載した場合は、当該企画提案を無効とする。

9. 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

(1) 審査方法

審査方法は書面審査とし、SAITEC デザインイノベーションセンター広報パンフレット作成業務委託に係る企画提案競技委託先審査会において、審査員が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった者を委託先候補事業者として選定する。審査・選考過程は非公開とする。

なお、企画提案を行う者が1者であっても本件企画提案競技を実施する。

(2) 選定結果

後日文書で通知する。

10. 契約

(1) 契約方針

審査により選定された委託先候補事業者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は委託先候補事業者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

ただし、選定後であっても、委託先候補事業者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。また、委託先候補事業者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の1以上の額とする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第81条第2項に該当する場合は免除とする。

11. 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

12. その他

- (1) 企画提案書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。
- (2) 企画提案競技は事業者の選定を目的としており、業務委託契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。そのため、提案内容を変更する場合がある。
- (3) 成果物の著作権や著作権は埼玉県に帰属する。
- (4) 本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。
 - ア 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
 - イ 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
 - ウ 審査基準に係る審査項目
 - エ 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
 - オ その他県が必要と認める事項

13. 問合せ先（提出先）

埼玉県産業技術総合センター 生産技術・事業化支援室 デザイン支援担当
住 所：川口市上青木3-12-18（SKIPシティ内）
電 話：048-265-1420
FAX：048-265-1334
メール：h6513112@pref.saitama.lg.jp

以上